

フォルクスワーゲン自動車保険プラス プレミアムケア サービス約款

フォルクスワーゲン・ファイナンシャル・サービス・ジャパン株式会社(以下「VFJ」)は、フォルクスワーゲン正規販売店(以下「VW正規販売店」)が取り次ぐ「フォルクスワーゲン自動車保険プラス プレミアムケア加入者証 兼 サービス依頼書」(以下「本加入者証 兼 サービス依頼書」)に記載された加入者様(以下「加入者」)ならびに同書に記載された車台番号の自動車に、本約款に基づき、VW正規販売店にて実施される自動車修理サービス(以下「本サービス」)を提供します。また、本サービスの対象自動車の任意自動車保険申込書への署名または記名・捺印をもって、本約款へ同意したものとします。

第1条【本サービスの対象自動車】

本サービスの対象自動車(以下「対象自動車」)は、日本国内のVW正規販売店を取扱代理店とする、VFJ指定の自動車保険(以下「フォルクスワーゲン自動車保険プラス」)をご契約の自動車のうち、用途車種が次の各項いずれかに該当するものとします。

- (1) 自家用普通乗用車
- (2) 自家用小型乗用車
- (3) 自家用軽四輪乗用車

ただし、第5条第1項第2号「特別補償」はフォルクスワーゲン車のみを対象自動車とします。

第2条【本サービスの提供開始・経過措置】

本サービスは、フォルクスワーゲン自動車保険プラスの保険始期が2018年4月1日以降である場合に提供されます。

なお、第5条第1項第2号「特別補償」の対象であるフォルクスワーゲン車の保険始期が2018年3月31日以前、かつ保険期間が複数年の場合は、2018年4月1日以降に迎える保険始期当日以降に本サービスを提供します。

第3条【本サービスの提供期間】

1. 本サービスの提供期間は、フォルクスワーゲン自動車保険プラスの保険始期から保険終期までとします。
2. 保険期間の途中で、対象自動車に該当しない自動車から対象自動車に入替された場合のサービス提供期間は、変更日(入替日)から保険終期までとします。
3. 前2項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスを受けることはできません。
 - (1) 対象自動車以外に入替された場合
 - (2) フォルクスワーゲン自動車保険プラスが解約・失効等になった場合
 - (3) 対象自動車为他人に譲渡された場合
 - (4) 対象自動車日本国外に持ち出された場合

第4条【本サービスの提供回数】

1. 本サービスの提供は、第3条(本サービスの提供期間)に定めるサービスの提供期間において、第5条(本サービスの内容および限度額)各項に定めるいずれかの損害に対し、1回に限ります。
2. 前項の規定にかかわらず、フォルクスワーゲン自動車保険プラスが長期契約の場合は、保険年度(保険始期日から起算した1年後までを単位とする期間)ごとに、第5条(本サービスの内容および限度額)各項に定めるいずれかの損害に対し1回に限ります。

第5条【本サービスの内容および限度額】

1. サービス提供期間中に、日本国内において、各号いずれかに該当する偶然な事故によって対象自動車に損害を被り、VW正規販売店に入庫された場合にその修理を本サービスとして提供します。
 - (1) 基本補償
 - ① タイヤパンク損害
タイヤがパンクし、新品タイヤに交換、またはパンク補修する場合、タイヤ1本分の損害に限り、交換の場合は同一のもの、または同等の代替品との交換とします。
なお、対象事故はタイヤ単独損害に限り、ボディ(ホイールを除きます)とタイヤが同時に損害を被った場合は対象外です。
サービス限度額 45,000円(補償限度額 50,000円-自己負担額 5,000円)
 - (2) 特別補償(フォルクスワーゲン車)
 - ① 飛び石等の飛来物によるフロントガラス損害
サービス限度額 90,000円(補償限度額 100,000円-自己負担額 10,000円)
 - ② ドアミラー損害
ドアミラー損害の原因が落書きやいたずら、当て逃げである場合は、警察への被害届の提出、ならびにサービス利用時に警察署名・受理番号の提示を必須とします。
サービス限度額 45,000円(補償限度額 50,000円-自己負担額 5,000円)
2. 対象自動車フォルクスワーゲン車である場合、基本補償(タイヤパンク損害)のサービス提供期間は、対象自動車の初度登録日から3年後当日の前日(自動車検査証に記載された有効期間の満了する日)までに限り、
3. 対象自動車フォルクスワーゲン車以外の基本補償(タイヤパンク損害)について、一部のVW正規販売店では、取り扱わない場合があります。
4. 加入者は、本サービスの提供を受けるに当たり、実際に被った損害額に関係なく、前項各号に定める「自己負担額」を負担するものとします。また、損害額がサービス限度額を超える場合、超過部分は加入者が負担するものとします。
5. 本サービスの提供は、VW正規販売店における修理にて実施し、いかなる場合であっても、加入者に対する金銭交付は行いません。

第6条【本サービスの利用方法】

本サービスを利用する場合には、加入者はVW正規販売店に対象自動車を入庫させ、次の各項の必要書類を提出するものとします。

- (1) フォルクスワーゲン自動車保険プラス プレミアムケア加入者証
- (2) 自動車保険証券コピー
- (3) 納品請求書
- (4) 写真(損傷部位およびナンバープレート含む全体)

第7条【その他補償との関係】

1. 車両保険、第三者からの賠償、その他本サービス以外のサービス等によって補償される損害に対しては、VW正規販売店およびVFJは本サービスを提供しません。
2. 前項の規定にかかわらず、車両保険、第三者からの賠償、その他本サービス以外からの補償を充当してもなお、加入者の自己負担額(自動車保険の免責金額など)が発生し、かつ、当該負担額が本サービスの自己負担額を超える場合、VW正規販売店およびVFJはサービス限度額の範囲内で本サービスを提供します。

第8条【本サービスを提供しない場合】

次の各号のいずれかに該当する場合、VW正規販売店およびVFJは本サービスを提供しません。

1. VW正規販売店以外で修理を実施する、あるいは実施した場合
2. 第5条第1項第2号「ドアミラー損害の原因が落書きやいたずら、当て逃げであり、警察への被害届の提出、ならびにサービス利用時に警察署名・受理番号の提示がない場合
3. 本サービスの利用に際して、VW正規販売店およびVFJに対して虚偽の申告がなされた場合
4. 事故等が発生した日から30日を経過した後に、VW正規販売店へ事故通知、または入庫された場合
5. 直接または間接を問わず、次の事由によって対象自動車が損害を被った場合
 - (1) 加入者または加入者の許可を得て対象自動車を運転した者の故意
 - (2) 法令により定められた運転資格を持たない、または酒酔い・酒気帯びもしくは麻薬・大麻・アヘン・覚醒剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で対象自動車を運転していた場合に生じた損害(ただし、対象自動車につき、正当な権利のない者が運転している場合を除きます。)
 - (3) 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使
 - (4) 詐欺または横領
 - (5) 核燃料物質(使用済核燃料を含みます。以下同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - (6) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - (7) 戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他類似の事変または暴動(群集または多数の者の集団行動によって全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)
 - (8) 取扱書等に示す方法及び異なる使用、不適切な保管、使用の限度を超える過酷な使用(レース・ラリー等による過酷な走行、エンジンの過回転、過積等)
 - (9) 対象自動車に存在する欠陥、摩滅、腐食、錆その他の自然の損傷
 - (10) 故障(偶然かつ外来の事故に直接起因しない電氣的または機械的損傷をいいます。)
6. 対象自動車から取り外されたタイヤに損傷が生じた場合

第9条【本約款の変更】

1. VFJは、法令の規定に従い、この約款を変更することがあります。この場合には、本サービスの提供条件は、変更後の約款によります。
2. VFJは、前項の変更を行う場合は、この約款を変更する旨および変更後の約款の内容並びに効力発生時期を、契約者に対し、当社ホームページにおける掲載その他の適切な方法で周知します。

第10条【個人情報の取扱いについて】

ご加入いただく自動車保険契約に関する個人情報は、「プレミアムケア」のサービス提供のため、VW正規販売店が加入者本人に代わって、VFJおよび本サービスの提供に係る損害保険会社に提供します。またその情報は、今後の商品開発・サービス改善等の目的で利用されることがあります。なお、自動車保険契約に関する個人情報のうち本加入者証 兼 サービス依頼書および第6条に基づいて提出された書類に記載の個人情報については、VFJのホームページ(<https://www.vfj.co.jp>)で開示する個人情報保護方針に基づき共同利用されます。ただし、加入者ご自身のお申し出により、当該加入者ご自身の個人情報の第三者提供および共同利用を停止、並びに、自己に関する個人情報の開示を請求できます。個人情報の開示・停止等の請求窓口、個人情報に関するお問合せは、ご加入のVW正規販売店またはサービス事務局にご相談ください。本サービス提供に必要な個人情報取扱をご了承頂けない場合、本サービスの提供をお断りすることがあります。業務委託先に個人情報を預託する場合は、個人情報を保護するための必要な措置を講じたいと預託します。

<サービス事務局>

フォルクスワーゲン・ファイナンシャル・サービス・ジャパン株式会社

株式会社プレステージ・インターナショナル富山BPOタウン内

VFJビジネスコミュニケーションデスク プレミアムケア サービス事務局

〒939-0311 富山県射水市黒河846-1

TEL:0120-880-592(9:00~18:00、年末年始除く)

ホームページ <https://www.vfj.co.jp>

2020.06 [VZ05]

VOLKSWAGEN FINANCIAL SERVICES JAPAN LTD.